

# 市・県民税申告と確定申告の準備はお早めに

【問合せ】 税務課 市民税係 ☎773・6668

## 市・県民税申告書の提出

市・県民税申告書、収支内訳書（農業）、医療費控除の明細書の配布

- ・市報2月号と同時に配布（令和8年度市・県民税の手引き）
- ・税務課に用意（2月1日以降）
- ・市ウェブサイト（「市・県民税申告書」で検索）から印刷





## 所得税の確定申告書は自分で作成しましょう

確定申告は、1月1日～12月31日の1年間に生じたすべての所得金額と、それに対する所得税を計算して、確定させる手続きです。申告者自身による作成・届出が基本です。

**申告期間** 2月16日(月)～3月16日(月) ※所得税の還付申告のみ、小千谷税務署で1月から受け付けます

### 作成方法

<p>パソコン・スマートフォンで国税庁ウェブサイトの「確定申告書等作成コーナー」を利用</p>  <p>国税庁 作成コーナー 🔍</p>	<p>画面の案内に沿って入力すると所得金額や税額が自動計算されます。決算書や収支内訳書も作成できます。<small>イータックス</small></p> <p>①マイナンバーカード方式で作成し、e-Taxで提出（電子申告） マイナンバーカードとICカードリーダーライター（対応機種スマートフォンも可）が必要です。</p> <p>②ID・パスワード方式で作成し、e-Taxで提出（電子申告） 事前に税務署で発行したe-TaxのID・パスワードが必要です。</p> <p>③事前登録なしで作成、書面印刷し、郵送または持参して提出 ※①②の場合でも、一部の書類は郵送などで別途提出が必要です</p>
<p>手書きで作成し、郵送または持参して提出</p>  <p>国税庁 申告書様式 🔍</p>	<p>確定申告書は1月下旬から税務課に用意します。国税庁ウェブサイトからも印刷できます。なお、市の申告相談会で確定申告書を作成する人は、手書き用の確定申告書は不要です。</p>

市の申告相談会場では、「国税庁コーナー」を設け、設置した端末で上記の①～③の方法で申告書の作成が可能です。また、入力を補助する職員を配置します。マイナンバーカードや申告に必要な書類などを事前に用意し、ご利用ください。

**提出方法** 申告書（作成済）と必要書類（原本）とマイナンバー・身元確認書類の写しを封筒に入れ、ご提出ください。

**書面の提出場所** 小千谷税務署（郵送可）、税務課、大和・塩沢市民センター、市民会館 多目的ホール

## 市・県民税申告と確定申告の申告相談会

必要書類は事前に完成させて持参してください。複雑な計算が必要な確定申告など、市では相談に応じられないものもあります。詳しくは市報2月号と同時に配布する申告の手引きをご覧ください。

**対象** 市・県民税申告書や確定申告書の作成が難しい人

**会場** 市民会館 多目的ホール

**日時** 2月16日(月)～3月16日(月)（土・日曜日、祝日は除く）  
9:00～11:00、13:00～16:00

**休日相談** 2月22日(日)、3月8日(日) 9:00～11:00

※入場人数の制限や早めに受付を終了する場合があります（毎週金曜日と休日相談会は、受付時間内に来た人を全て受け付けます）

## 収支内訳書などの書き方相談

2月13日(金)まで税務課で行います。大和・塩沢市民センターでは行いませんのでご注意ください。

## 間違いの多い事例

- ・年末調整時に扶養を申告しても、確定申告書（市・県民税申告書）に未記入で申告した場合は、扶養が取り消されます。確定申告書（市・県民税申告書）にも扶養をご記入ください。
- ・家族間で扶養の重複がないように申告してください。

## 国税に関する問い合わせ先

・国税相談専用ダイヤル  
☎0570・00・5901  
（全国一律料金）

**日時** 平日8:30～17:00

・国税庁チャットボット 🔍

税務職員ふたば  
（AIによる自動  
回答）に相談



・国税庁タックスアンサー 🔍を参照